

富山県地上デジタル放送推進の ための最終行動計画

平成23年3月31日策定

富山県地上デジタル放送推進連絡調整会議

1. はじめに.....	1
2. 基本的考え方及び推進方策.....	1
3. 県民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組.....	1
4. 共聴施設改修等の受信側対策.....	4
5. 新たな難視及びデジタル混信の対策.....	5
6. おわりに.....	6

<資料編>

資料1 地デジ詐欺事案発生時等の情報連絡体制

資料2 臨時相談コーナー 市町村配置計画

資料3 地上デジタル放送中継局ロードマップ

1. はじめに

平成23年(2011年)1月24日、地上デジタル放送推進全国会議では、平成23年(2011年)7月のテレビ放送の完全デジタル化に向けた最終段階に当たり、全国各地域の関係者が一丸となって今後取り組む事項等を取りまとめた「完全デジタル化最終行動計画」(以下、「全国最終行動計画」という。)を策定・公表した。

全国最終行動計画では、ビル陰や辺地等の共聴施設対策、低所得世帯への支援、いわゆる「サイレント層」を含む高齢者等への支援、難視地区の解消、対応が遅れている地域への対策等を更に強化しきめ細やかに取り組み、これにより、国民に混乱を生じさせることなく、円滑に完全デジタル化を達成するとしている。

これまで、富山県地上デジタル放送推進連絡調整会議(以下、「富山県連絡調整会議」)では、地上デジタル放送の普及推進に関する基本的考え方、各構成員が取り組むべき事項等を取りまとめ、平成21年(2009年)3月26日に「富山県地上デジタル放送推進のための行動計画」(以下、「県行動計画」という。)として策定した。その後、国の「デジタル放送推進のための行動計画(第10次)」を踏まえ、平成22年(2010年)3月31日には県行動計画の見直しを行い、関係者が連携・協力して地上デジタル放送の推進に取り組んできたところである。

本年7月の地上アナログ放送終了に伴う地上デジタル放送への円滑な移行に向けて、限られた期間の中で、さらに関係者が一丸となって取組を強化する必要があることから、このたびの全国最終行動計画を踏まえ、各構成員が今後取り組む事項等を「富山県地上デジタル放送推進のための最終行動計画」として策定・公表するものである。

2. 基本的考え方及び推進方策

富山県内では平成16年(2004年)10月に地上デジタル放送が開始されて以来、関係者の努力により地上デジタル放送の普及推進が図られてきた。

アナログ放送が終了する平成23年(2011年)7月までの短い期間で残された課題を解決して、アナログ放送を視聴している県内の全ての家庭でデジタル放送を視聴することができるようにするために、関係者が一丸となって一層、取組を強化する必要がある。

今後の取り組みにあたっては、地域の実情に即したきめ細かい施策を推進していくことが必要であることから、関係者が共通の情報・認識・課題・スケジュール感をもって、具体的な取組の強化を図ることとする。

3. 県民に地上デジタル放送について理解していただくための取組

これまでの関係者による周知広報活動の結果、アナログ放送が終了することや終了する時期についての認知度は高まってきており、この認知度の高まりをデジタル放送への対応につなげていく活動が必要である。

このため、これまでの放送事業者やケーブルテレビ事業者による放送や自治体広報誌等による周知広報に加え、①自治体・町内会・老人会などからの要望に応じたデマンド相談・説明会の開催、市町村役所、公共施設のロビーなどにおいて一定の期間「臨時相談コーナー」を設置、受信障害地区など地域課題対応型の周知・相談会等の実施、②「日本全国“地デジで元気！”」や各地域で開催されるイベントなどにおける関係団体による地上デジタル放送の周知、③経済的弱者に対するチューナー購入等の支援など支援対象者への周知及び受信者支援のための各種取組を通じて、デジタル放送を受信するためには具体的にどうすればいいのかを理解していただき、実際にデジタル化対応をしていただく取組が必要である。

また、地上デジタル放送へ完全移行する7月24日以降についても問い合わせ等が想定されることから、その対応策について検討していく必要がある。

なお、総務省が実施した地上デジタル放送に関する浸透度調査(平成22(2010年)年12月)によれば、富山県内の地上デジタル放送対応受信器の世帯普及率は96.1%であり、第10次行動計画における平成22年(2010年)12月時点の目標である96%をやや上回っているが、今後、地上デジタル放送未対応世帯への効果的な周知を図るなど、さらなる普及に向けて取り組んでいくことが必要である。

各構成員が取り組むべき事項は次のとおりである。

(1) 総務省北陸総合通信局の取組

総務省北陸総合通信局は、関係者の協力を得て地上デジタル放送について理解していただくための周知広報に取り組むほか、富山県テレビ受信者支援センター及び地デジチューナー支援実施センター富山事務所と連携して、地上デジタル放送が視聴できない世帯を減らすための各種の対策(低所得者に対する支援、共聴施設に対する助成金等の改修支援、新たな難視対策等)を実施する。

また、総務省北陸総合通信局は、富山県テレビ受信者支援センターと連携し、自治体等の関係者の協力を得て臨時相談コーナーの設置、戸別訪問による最終レスキュー体制の整備を推進する。また、地域で活動している団体の協力をいただき、「地デジボランティア」として地上デジタル放送対応を促す声かけなどの草の根運動を展開する。

さらに、総務省北陸総合通信局は、県、市町村等関係機関との連絡体制を密にし、悪質商法等の未然防止に努めるとともに被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関に提供して被害の拡大防止に努める。(資料1:掲載省略)

(2) 富山県テレビ受信者支援センターの取組

富山県テレビ受信者支援センターは、総務省北陸総合通信局、県、市町村、自治会、民生委員等の協力を得ながら、自治体庁舎や町内会・自治会、郵便局、福祉施設の間などを活用して、きめ細かく受信相談・説明会を開催するとともに、一定期間「臨時相談コーナー」を開設し、地域住民のリクエストに応じて「戸別訪問」サポートを行う。(資料2) また、多くの方に「地デジボランティ

ア」として未対応宅への声かけをお願いし、富山県テレビ受信者支援センターへの相談を働きかける。個別に電気店等の紹介を求められたときには、関連団体等の相談窓口(デジタル 110 番やケーブルテレビ事業者など)の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、サポートを行う。

特に、要介護世帯や高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等であって、地域での相談・説明会に参加できない場合や地デジ未対応受信者からの相談については、富山県テレビ受信者支援センターの「地デジアドバイザー」及び電機商業組合、ケーブルテレビ事業者等の「地デジサポーター」による「戸別訪問」により、地上放送のデジタル化への対応をサポートするとともに、対応状況を把握し、アナログ放送終了の前に、確実に対応を行っていただけるようにする。

また、富山県テレビ受信者支援センターは、放送事業者等と連携し、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設の設置者や受信者に直接周知・訪問し、具体的な説明を行うほか、受信調査やデジタル化対応に関する支援措置などの取組を行う。

(3) 総務省地デジチューナー支援実施センター富山事務所の取組

総務省地デジチューナー支援実施センター富山事務所は、経済的な理由によりデジタル化対応が困難であると考えられる世帯に対して、簡易チューナーの無償給付などの支援を行う。

(4) 放送事業者の取組

地上デジタルテレビ放送事業者は、一層の地上デジタル方法の普及を促進するため、放送を通じた周知広報に努めていく。具体的には、

- ・ 「常時告知スーパー(アナログ放送終了)」の内容に変化をつけ、より視聴者の注意を喚起する表示を検討する。
- ・ 「放送番組」等の中で、改めて「地上デジタル放送の魅力」や「地デジ受信の方法」など、「地デジ受信器普及」につながる情報などを、積極的に取り上げていく。
- ・ 「アナログ/デジタル非サイマルPRスポット」や、「地域独自制作CM」などを中心に、「訴求力の強い告知」を積極的に放送する。

(5) ケーブルテレビ事業者の取組

ケーブルテレビの既加入者はもとより、加入を検討している視聴者に対しても、工事費、利用料金などの必要な情報が適切な方法により提供されるための取組を行う。

デジタル化推進のための説明会や理解促進キャンペーン等により周知を図るとともに、営業活動を行うに際しては、視聴者等に誤解が生ずることのないよう適切な取組を行う。

地上デジタル放送のみの再送信サービス等について、視聴者の受信環境に応じた適切な対応を行うよう取り組む。

平成23年(2011年)7月以降も継続使用されるアナログ受信機への対応や、デジタル化対応の検討が進まない共聴施設においてケーブルテレビに移行する際の合意形成を加速させる観点から、アナログ変換の暫定的導入や個別受信者側での対応を行う。

(6) 県及び市町村の取組

県及び市町村は、住民の理解醸成のため、広報誌等への掲載を行うとともに、富山県テレビ受信者支援センター等が実施する各種相談・説明会や高齢者等のサポートに協力する。

県及び市町村の施設及び当該施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設について、未対応の施設がある場合は早急に必要な措置を講じる。

(7) 販売店の取組

販売店は、テレビ放送受信機器の購入者が、正しく理解して購入・使用できるように説明等を行うよう努める。特に、以下の点に留意する。

- ① デジタル受信機器の販売に際しては、購入者が視聴を希望する地域においてデジタルテレビ放送の視聴が可能であることを確認の上、購入者に説明するとともに、デジタルテレビ放送が視聴可能な場合には、デジタルテレビ放送が視聴できるようにするなど適切な取り付け工事が行われるよう留意する。

なお、デジタルテレビ放送が受信できないような場合や視聴者の希望によりアナログテレビ放送のみを視聴するように設定する場合には、「デジタルテレビ放送への切り替えに際しては再度設定が必要となる場合がある」ことを明確に説明する。

- ② 機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が限定されていることについて、購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明する。
- ③ 受信環境を整えるためには、諸費用(アンテナ、施工設置、操作説明など)が必要であることを説明する。
- ④ アナログ受信機器の販売に際しては、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は平成23年(2011年)に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

4. 共聴施設改修等の受信側対策

共聴施設の改修は、施設の設置から年数が経過しているものや、管理形態が様々な状況になっていることから、その対応に時間を要する。

そのため、受信者、自治体や関係団体等からの情報による現状把握と対応目標を設けてデジタル化改修を促す取組を行わないと間に合わなくなる恐れがあり、最重要施策の一つとして取り組む必要がある。

(1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進

県内の辺地共聴施設は17施設あり、そのうち平成22年(2010年)12月末時点におけるデジタル化対応済み施設は15施設(対応率88.2%)となっている。残りの2施設についても、ケーブルテレビへの移行が決定している。

(2) 受信障害対策共聴施設の改修促進

県内の受信障害対策共聴施設は、437施設あり、そのうち平成22年(2010年)12月末時点におけるデジタル化対応済数は425施設(廃止済施設数を含む)(対応率97.3%)となっており、平成23年(2011年)3月時点におけるデジタル化対応率の目標90%を上回っている状況である。また、12の未対応施設は全て計画ありとなっている。

未対応施設については、施設管理者等への働きかけや受信障害解消地域の住民への周知等の取組により早期対応を促すとともに、受信障害が解消される地域では、廃止される施設の加入者が個別にアンテナ設置等を行う必要があるため、その対応を促進する。

(3) 集合住宅共聴施設の改修促進

県内の集合住宅の施設数は、8,955棟であり、そのうち平成22年(2010年)12月末時点におけるデジタル化対応済数は8,950棟(対応率99.9%)となっており、平成23年(2011年)3月時点におけるデジタル化対応率の目標95%を上回っている状況である。

ただし、デジタル化対応済となっている施設の中には、机上検討により受信可能と判断された施設が含まれていることから、これらの施設については現地調査等による確認を行うとともに、引き続き、国の助成制度の紹介など施設管理者等への働きかけ等を一層強化する。

5. 新たな難視及びデジタル混信の対策

中継局ロードマップに基づき、平成21年(2009年)末で全ての中継局の整備が完了した。(資料3)

平成22年(2010年)12月現在、県内の新たな難視地区は4地区が確認されており、その解消に向けた対策が進められている。今後、引き続き、新たな難視地区及びデジタル混信等の発生状況の把握に努める。

(1) 新たな難視地区への対策

総務省北陸総合通信局は、放送事業者等とともに、デジタル難視地区の把握に努め、確認された場合は、対策計画に基づき、その解消を図る。

(2) デジタル混信への対策

総務省北陸総合通信局は、放送事業者とともに、継続的にデジタル混信の発生状況を把握するように努め、混信が確認された場合は、対策計画を策定し、その解消を図る。

6. おわりに

富山県連絡調整会議の構成員は、本行動計画に記載された事項について、着実な実施が可能となるように対応するとともに、状況の変化に対応して取組の強化が必要な場合は時機を逸すことなく取組みの見直しを行うこととする。

また、本計画の進捗管理等は、富山県連絡調整会議の構成員の協力のもとに事務局が行うこととする。

地上デジタル放送中継局ロードマップ

日本放送協会・北日本放送(株)・富山テレビ放送(株)・(株)チューリップテレビ

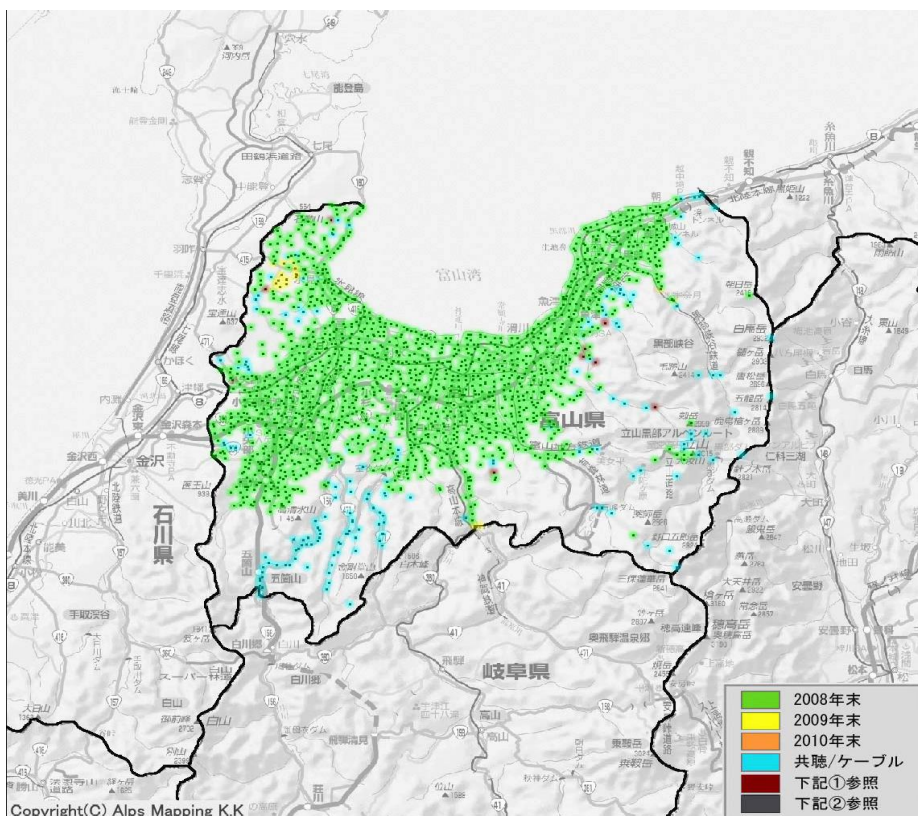
(*2)「親」: 親局、「大」: 大規模中継局、「重」: 重要中継局、「小」: 小規模中継局

(*3)「置局」: 開設時期欄に記載の時期に開設。

「ケーブル」: 既設のケーブルテレビや共聴施設へ接続することにより当該エリアをカバーするもの。

管理番号	都道府県	局名/地区名	局所規模 (*2)	デジタル 置局 (*3)	開設時期	備考
306002	富山	富山	親	置局	2004年10月1日	
306024	富山	福光	大	置局	2007年10月1日	
306020	富山	宇奈月	重	置局	2007年10月1日	
A306022	富山	利賀		ケーブル	2010年	
A306023	富山	越中平		ケーブル	2010年	
A306041	富山	上平		ケーブル	2010年	
A306044	富山	上平赤尾		ケーブル	2010年	
306026	富山	細入	小	置局	2008年10月1日	
306028	富山	高岡二上	小	置局	2008年10月1日	
306025	富山	大山小見	小	置局	2008年12月1日	
306021	富山	宇奈月大原	小	置局	2009年12月1日	
306027	富山	細入猪谷	小	置局	2009年12月1日	
306029	富山	氷見	小	置局	2009年10月1日	
306040	富山	氷見論田	小	置局	2009年10月1日	

地上デジタル放送エリアの目安



デジタル放送 カバー率の年次推移

2006年 (電波)	96.8%
2008年末 (電波)	98.5%
2009年末 (電波)	98.9%
共聴/ケーブル	1.1%